

令和8年度(下半期実施)

島本町職員採用候補者試験募集案内

【保育士・幼稚園教諭】

1 採用予定者数及び受験資格

職種	採用人数	受験資格	主な職務内容
保育士・ 幼稚園教諭	3名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する方又は令和9年3月31日までに両方を取得見込みの方	保育所での保育又は幼稚園での幼児教育に従事（保育所・幼稚園以外の職場で業務に従事することもあります）

《受験資格》

次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 島本町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「こども性暴力防止法」という。)の施行(令和8年12月25日施行予定)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、保育士・幼稚園教諭の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本町の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。(特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の内容は最終ページ参照。)

※本町から対応を指示された「こども性暴力防止法」に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しない場合や特定性犯罪の前科があることが判明した場合には、合格を取り消します。

2 採用時期

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、**令和9年4月1日の採用予定**です。

最終合格発表時において補欠登録合格者として名簿登載された方は、補欠合格通知日から一定期間、合格者等に欠員が生じた場合に繰上採用の対象となるほか、職員の欠員等が生じた場合に採用される可能性があります。

なお、資格取得見込みの方が令和9年4月1日までに当該資格を取得できなかった場合には、合格を取り消します。

3 試験日・試験会場

試験区分	試験日	試験会場	合格発表日時
第1次試験	令和8年 9月28日(月)～10月23日(金) ※申込受付期間中		令和8年 11月13日(金) 14時
第2次試験	令和8年 12月5日(土)、6日(日) ※いずれか1日	ふれあいセンター	令和8年 12月21日(月) 14時
第3次試験	令和9年 1月9日(土)、10日(日)、11日(月) ※いずれか1日	島本町役場	令和9年 1月22日(金) 14時

※ 合格発表は、島本町ホームページにおいて行い、合格者のみ文書で通知します。

※ 第2次試験及び第3次試験の試験内容、試験日、試験会場及び合格発表日時は、変更となる場合があります。

4 試験内容

試験区分	試験科目	内容
第1次試験	書類選考	申込時に提出があったエントリーシート及び作文(下記参照)による書類選考
第2次試験	面接試験	集団・個別いずれかによる面接試験
	実技試験	絵本朗読及び自由遊び
第3次試験	面接試験	個別での面接試験

○第1次試験 作文について

「今、保育士及び幼稚園教諭に特に求められていること」について、あなた自身はどのように考え、また、それに対しどのように実践していこうと思うのか、記述してください。

(1080文字以上 1200文字以内)

※原稿用紙3枚におさまるように記述してください。

《注意事項》

- ・作文用紙は、島本町ホームページ内、「令和8年度 島本町職員採用候補者試験案内(下半期実施)」に掲出している所定の様式を使用してください。
- ・提出の際は、PDFファイルに変換し、提出してください。
(作成は、パソコン入力、手書きのどちらでも構いません。)
- ・必ず用紙右上に「氏名」を記入してください。
- ・タイトルは用紙に書く必要はありませんので、本文から書き始めてください。

○第2次試験 実技試験について

絵本朗読及び自由遊び(ご自身が最もアピールしたい内容での模擬保育 ※ピアノも使用可)を予定しています。

詳細は、第1次試験合格者に別途通知します。

5 申込みについて

(1) 申込受付期間

令和8年9月28日(月)正午から令和8年10月23日(金)正午まで

※期間中は、24時間いつでも申込可能です。

(2) 提出書類

① エントリーシート(エクセルファイル) ② 作文用紙(PDFファイル)

③ 保育士証及び幼稚園教諭免許状の写し(PDFファイル)(資格取得見込みの方除く)

※ ファイル名は、「エントリーシート(氏名)」、「作文用紙(氏名)」、「保育士証(氏名)」、「幼稚園教諭免許状(氏名)」としてください。

※ エントリーシート及び作文用紙は、島本町ホームページ内、「令和8年度 島本町職員採用候補者試験案内(下半期実施)」からダウンロードしてください。

※ 保育士証及び幼稚園教諭免許状の写しは、申込時に提出ができない場合、令和8年11月27日(金)までに郵送等により島本町人事課へ必ず提出してください。期限までに提出ができない場合は、失格となり、その後の試験に受験いただくことができません。(既に保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得済の方)

(3) 申込方法

① 島本町ホームページ内、「令和8年度 島本町職員採用候補者試験案内(下半期実施)」のページに設置した申込フォームに必要事項を入力し、エントリーしてください。

※ 必ず(2)の提出書類を添付ファイルとして登録(アップロード)してください。

令和8年度 島本町職員採用候補者試験案内(下半期実施)のページ
右記のQRコードからアクセス可能です。



② 申込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。

③ 申込みから1日が経過しても上記②のメールが届かない場合は、開庁時間(月～金曜日(祝日を除く。))の9:00～17:00)に人事課に御連絡ください。

④ 申込内容に不備がある場合には、申込者に内容を確認することがあります。

このために生じた試験申込みの遅延等については責任を負いませんので、注意して手続をしてください。

《注意事項》

・ 受験手続には、パソコン、電子メールアドレス及びインターネット環境が必要です。

※ スマホのアプリで作成するエクセルファイルでは、登録(アップロード)できません。

・ メールアドレスは、日頃から使用するアドレスを登録してください。

※ ドメインの指定受信をしている場合は、「@logoform.jp」を受信できるようにしてください。また、Gmailを使用されている場合、受付完了メールが迷惑メールに振り分けられる可能性があるため、メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダを御確認ください。

・ パソコンなどインターネット環境がない人は、学校で生徒用に開放されているパソコンやインターネットカフェのパソコン等を利用してください。

・ 通信障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

・ 申込完了後に届くメールは、削除せず保管しておいてください(第1次試験の合格発表は、メールに記載の「受付番号」により行います。)

6 試験結果の開示

島本町職員採用候補者試験の不合格者(補欠合格者を除く。)については、次のとおり結果を開示します。

開示対象試験科目	開示内容	開示方法
第1次試験 ・書類選考	順位	通知を希望する方は、「試験成績通知申請書」及び「郵便番号及び宛先を明記し、320円分の切手を貼った返信用の定形封筒[23.5cm×12cm]」を人事課に郵送してください。 「試験成績通知申請書」は、令和9年1月22日(金)に島本町ホームページにおいて掲載予定です。 ◇ 請求受付期間 令和9年1月22日(金)～1月29日(金) (1月29日当日消印有効)
第2次試験 ・面接 ・実技	全体順位	
第3次試験 ・個別面接	順位	

7 勤務条件

(1) 勤務時間

午前7時15分から午後7時までの間の7時間45分(休憩を除く)

(2) 週休日等

原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

※土曜日については、配属先施設、担当業務又はシフトによって勤務日となり、別日が週休日となる場合あり。

(3) 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、リフレッシュ休暇、育児休業
育児部分休業、子育て部分休暇、産前産後休暇、妊娠通院休暇、配偶者出産休暇
育児参加休暇、育児時間休暇、子の看護等休暇、介護休業、短期介護休暇など

(4) 給与(初任給)

初任給	参考 本町職員の 年齢別の平均年収
大学卒 268,620円 短大卒 257,520円 高校卒 243,534円	25歳 約521万円 30歳 約580万円 35歳 約589万円 40歳 約699万円

※ 初任給は、職務経験等により一定の基準で加算される場合があります。

※ 上記の初任給(給与月額)のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当が支給されます。また、6月及び12月には、期末手当及び勤勉手当(年間計4.65月)が支給されます。

※ 初任給の金額並びに期末手当及び勤勉手当の月数は、令和8年4月1日時点の情報であり、今後、給与改定等を受けて変更されることがあります。

8 その他

- ・試験に関する書類は、一切お返ししません。
- ・提出書類に記載漏れや書類不備等がある場合は、受付できないことがあります。採用試験実施に支障が生じるような重大な不備がある場合は失格とし、その場合は連絡を行いません。
- ・申込書に記載された情報は、この採用候補者試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- ・試験会場には、車の駐車スペースがありませんので、公共交通機関や徒歩、自転車等を利用してください。
- ・気象事象、災害その他の事情により試験実施が危惧されるときは、島本町ホームページにおいてお知らせしますので、随時確認してください。

9 問合せ先

〒618—8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

島本町役場総合政策部人事課

電話:075-962-0374

(特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の内容) 参考条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイから二までに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※ 第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イから二までに掲げる行為のいずれかを罰するものをいいます。